

# 介護予防・日常生活支援 総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、地域の高齢者のみなさんを対象として、介護予防や日常生活の自立のための支援を行う事業です。

## 利用の流れ

### 65歳以上の方

- ・要介護認定で非該当または要支援に認定された方
- ・基本チェックリストで生活機能の低下がみられる方

- ・自立した生活を送れる方

#### 介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス（身体介護や生活援助）
- ・通所型サービス（運動やレクリエーションなど）
- ・生活支援サービス（配食や見守りなど） など

#### 一般介護予防事業

介護予防に関する教室や講座に参加できます。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

## 介護予防・生活支援サービス事業

### ◆対象者

要支援1・2と認定された方

基本チェックリストでサービス事業対象者に該当した65歳以上の方



### ◆サービス内容

#### ●訪問型サービス

##### ▼訪問介護事業者が提供するサービス

- ・予防訪問サービス（掃除や食事の支援及び入浴介助、排せつ介助など）
- ・生活援助サービス（掃除や食事の支援など）

##### ▼住民ボランティア等が提供する訪問活動事業

- ・シルバーサポート（シルバー人材センターの会員による掃除や買い物の代行などの支援）ほか

##### ▼なかの元気アップ訪問（短期集中予防サービス）

- ・3～6か月程度の短期間で生活の質の向上を目指し、医療専門職が助言や支援を行うプログラム

#### ●通所型サービス

##### ▼通所介護事業者が提供するサービス

- ・予防通所サービス（生活機能向上のための運動やレクリエーションなど。送迎あり）
- ・活動援助サービス（生活機能維持のための運動やレクリエーションなど。送迎ない場合あり）

##### ▼地域の自主活動団体等による通所事業

- ・高齢者会館ミニデイ（地域での介護予防を目的としたミニデイサービス。週1回昼食を含む3時間程度の運動やレクリエーションなど）ほか

### ▼なかの元気アップセミナー（短期集中予防サービス）

- ・3～6か月程度の短期間で集中的に生活機能の改善を目指す運動器の機能向上や口腔ケア等のプログラム

## 一般介護予防事業

### ◆対象者

65歳以上のすべての方及びその支援のための活動にかかわる方

### ◆事業内容（主なもの）

#### ●介護予防普及啓発事業

介護予防を広く普及啓発する講演会やスポーツ・コミュニティプラザ等で行われる運動機能向上や水中運動プログラムなど



#### ●健康・生きがいづくり事業

高齢者会館などで行われる運動・栄養・口腔・認知症予防などの教室や文化講座



#### ●なかの元気アップ体操ひろば

椅子での運動となかの元気アップ体操で元気な暮らしにかけせない筋力の保持を目指します  
※区内6会場とオンラインで実施しています

